

沿岸広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年6月26日

沿岸広域振興局長 森 達 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 455号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町中里字橋場7番2地先から林の下138番4地先まで	新	A 63.6~10.2 m	m 900.0
		B 15.2~9.3	741.5
	旧	A 63.6~10.2	900.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和2年6月26日から同年7月26日まで